

半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、延長保育事業（以下「事業」という。）を行う市内の小規模保育事業所に対し、予算の範囲内において交付する半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、延長保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第10号「延長保育事業の実施について」別紙）4（1）①に規定する小規模保育事業所が行う事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、国が定める交付額の算定方法により算定した額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金交付申請書（様式第1）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受領後、その内容について審査した結果、相当と認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。この場合において、市長は補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の交付決定をしたときは、速やかに半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を交付申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更交付申請)

第8条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは、半田市小規模保育事業

所延長保育事業費補助金変更交付申請書（様式第3）を市長に提出して承認を受けなければならない。

（変更交付決定）

第9条 市長は、前条の変更交付申請書を受領後、その内容について審査した結果、適当と認めたときは、補助金の変更交付決定をするものとする。この場合において、市長は補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

（変更交付決定の通知）

第10条 市長は、前条の変更交付決定をしたときは、速やかに半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4）によりその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者が補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した書面を市長に提出して承認を受けなければならない。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を市長の承認を得ず、変更、中止又は廃止したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関して不正行為があったとき。
- (6) 第15条の規定による指示に従わず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（延滞金）

第14条 補助事業者は、補助金の返還について、これを納期日までに納付しなかったと

きは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 補助事業者は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類・帳簿等を5年間保管しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所
団体名
代表者

半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金交付申請書

半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- ・延長保育事業所要額調書
- ・延長保育事業実績調書
- ・保育士賃金支払報告書
- ・給与支払明細書の写し

様式第2（第6条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第3（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所
団体名
代表者

半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市小規模保育事業
所延長保育事業費補助金について、下記のとおり関係書類を添えて変更交付申請します。

記

1 変更交付申請額

	金	円
当初交付決定額		
	金	円
差引額		
	金	円

2 添付書類

- ・延長保育事業所要額調書
- ・延長保育事業実績調書
- ・保育士賃金支払報告書
- ・給与支払明細書の写し

様式第4（第10条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました 年度半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金については、下記のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

記

1 変更交付決定額 金 _____ 円

様式第5（第12条関係）

年 月 日

半 田 市 長 様

住 所
団体名
代表者

半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金請求書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市小規模保育事業所延長保育事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額

金 円

2 既受領額

金 円

3 今回請求額

金 円